時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク（三）

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

英佛獨三國の太平洋占略（前號の續き）

佛國が太平洋に領地を拓かんと欲して始て占略を行ひたるは今を距る四十六年以前の昔なれども當時の佛國は今の如くパナマ運河の開鑿と共に地球上通商の航路全變するを慮りて軍港を作らんなど切迫の考ありしに非ず唯國威を輝かす爲めの好事心より時に占領の策を用ひたるに過ぎざれば四十年來の成績に見る可きものも隨て少なく彼の獨逸國が四年以前俄に運動を始めたるが如き勢ひあらざりしは固より咎む可らず蓋し太平洋中の重なる佛領地はニユーカレドニヤ及びローヤールテーの諸嶋に過ぎずして其面積は僅々五千平方哩、人口六萬一箇年の貿易總額百六十萬圓を超えずと云ふ元來佛國の殖民政略は罪人を移して開拓に用るの慣行にしてニユーカレドニヤの如きも最初は全く罪人の追放場なりしに爾來漸く人口の増加するに從て改めて殖民地となさゞるものゝ過ぎず斯る次第なれば佛の殖民地には眞に土地の開拓を以て自ら任する移住者とては甚だ少なく唯無頼の罪囚どもが監守人の笞杖の下に勞役する者のみにして之が爲めには所費多くして功績擧らざるのみか其罪人等が時として他嶋に奔逸して煩ひを人に嫁せしめ以て國交際の不都合を釀すことなきにあらず既に先般も濠洲諸嶋英領の人民ハ佛領の罪人が英領に害を及ぼすこと甚だしとて本國政府に迫り佛國に向て今後濠洲近傍に罪人を放つ可らざる旨を懸合はしめたることあり然るに今日に至りては佛國も右の如き不策の手段にて英獨二國の爲めに大に先んぜられたるを悟りたるが故に今後は政略を一變して以て多年の失錯を償ふの決心なりとのことなれば其太平洋に於ける運動は遠からず世人を驚かす者ある可しと云ふ

現時佛國の所領はニユーカレドニヤ群嶋の外にマルケー、タムツー、ツサイテー、ツブア の四群嶋あり又タムツー群嶋の南東にマンガレヤと稱する嶋あり灣內、船の碇泊に便利なればとて曩に占領したれども尙ほこれに飽かざるか數月前更にサモア、フイジー の中途に在るウオーリス嶋をも併せたる由又其近傍ヘルビーと稱する群嶋ハ土地非常に狹くして總面積四百平方哩に過ぎざれどもパナマより濠洲に通ずる線路の中間に當りて最も要衝なるが故にこれに石炭港を作るの目的にて該嶋の酋長ララトンガなる者を懷け全嶋を佛國保護の下に置かんと欲して昨今其手段最中なり又ニユーカレドニヤの西北一百英里の處にチユスタルフユルドと稱する群嶋ありて數年前既に佛の所領に歸し又パナマより西北二百英里なるクリツパートン嶋も今日佛人はこれを自領と公言して憚らざれども未だ其主權を爭ふ者あらざれば是れも無論佛領に屬す可し最後にニユーヘブリツヂは昨年中英國と約を結び之を中立となすに決したれども其實際を伺ふに土地の所有權は既に佛人の手に歸し商賣交易も概ね佛國の船舶に依る者なれば今日までも之を中立と云はんより寧ろ佛領と稱するを至當ならん隨て未來の運命知るべきのみ

獨逸の太平洋占略は甚だ後れ馳せの手段にしてパナマの工事着手と殆ど其年月を同うし今に四五年と經過したるのみなれ共ニユーギーネ、ソロモン（但し孰れも其全部に非ず）ブリテン、マーシヤルの諸群嶋總面積十萬平方哩の地を占領し特にソロモン、ブリテンの兩嶋は太平洋中最良の地勢にして安全なる港灣に乏しからず又ニユーギーテは較一方に偏すれども地味豐饒なればこれに開拓の功を加へて物産を起すの望なきに非ずマーシヤル群嶋は地積至て狹しと雖も廣く洋面を占めて嶋勢互に連環し嶋民亦商賣に熟練なれば今後同嶋は獨逸の太平洋貿易に就き重要の位地に立つと疑ある可らず而して右の外にカロライン、マリアン、ペリユースの群嶋は一に微粒子嶋とも稱する小嶋の脈絡にして今日其主權を握る者は西班牙なれども國力微弱にして保護甚だ屆かざれば三強國の爲めに其幾部分を侵掠せらるゝも斷然これに抗する能はざるや明なり既に先頃も獨逸がカロライン群嶋をマーシヤル群嶋の西部まで擧て併て占領せんと恐迫したる其際にも西班牙の驚愕尋常ならざりしは人の知る所にして今後とても再び其事なきを期せず論し今の太平洋を三分して考ふるに濠洲脈の群嶋は專ら英人に歸しポリテシヤ脈の群嶋は主として佛人の據る所と爲りメラチシヤ脈の群嶋は未だ孰れの專有にも屬せずして恰も三國分轄の姿なれども中に就て獨逸の勢力最も盛なるが如くなれば太平洋は既に三分鼎足を爲したる者と稱して可ならん又太平洋の諸嶋中その實際ハ兎も角も表向き未だ他に從屬せざるもの なきに非ず布哇の如き或ハ下てニユーヘブリツヂの如き更に其小なる者に至てはフイジー嶋の北東部に位するトンガ、サモア幷にフイジー、マーシヤル兩嶋の間に在るエリス、ギルベルトの四群嶋の如き即ち是なりと雖も歐洲の三強國が睥睨して頻に之を窺ふ今日なれば早晩其自主の權を失ふ可きは論を竢たず特に獨逸がエリス、ギルベルト の兩群嶋を併呑しマーシヤル群嶋の南東一面に其版圖を拓かんとする志を抱くは事實に於て明白なれば遠からず實際に果斷の所爲を見るとある可し斯くて其脈を尋て漸く北方に至ればボーニンアイランド（小笠原嶋）より次第して日本支那の近海に其嶋脈を與にする者少からず三強國の太平洋占略は商賣に兵事に今後東洋諸國に非常の關係あらんと我輩の期する所なり

讀者は以上の紀事を讀むに當り試に太平洋の海圖を繙き彼此參照して一々其嶋名を點撿したらば無數なる群嶋中、要害有用の地は申すに及ばず微粒子嶋の實用なかる可き者と雖も概ね既に三國の有に歸して殆んど殘す所なきの事實を發見すべし世界中屈指の三強國が此の如く太平洋を三分して將來に何事を爲すの意あるか我日本人も早く之に對するの注意ある可きとなり

（完）

官報

〇警察令第十二號

明治十八年（九月）甲第九號布達ヲ廢止ス

明治廿一年九月二十日　警視總監子爵三嶋通庸　東京府知事男爵高崎五六

警察令第十二號參照

明治十八年（九月）甲第九號布達

旅客並荷物ヲ乘載シ河港灣ヲ限リ定期航行ノ汽船ハ其航路發着地（人民所有地ハ其地主借用河岸地ハ借地人連印）及時刻賃錢等ヲ記シ警視廳ヘ屆出ヘシ但都合ニ依リ航路其他變更シタルトキモ亦同シ

〇警察令第十三號

不登簿汽船營業取締規則左ノ通之ヲ定ム但從前ノ營業者ニシテ引續キ營業ヲ爲サントスル者ハ本則發布ノ日ヨリ三十日以內ニ願出免許ヲ受クヘシ

明治廿一年九月二十日　警視總監子爵三嶋通庸

不登簿汽船營業取締規則

第一條　不登簿汽船營業トハ登簿噸數十噸以下ノ汽船ヲ以テ湖川港灣ヲ限リ航行シ乘客貨物ヲ運航スルモノヲ云フ〇第二條　前條ノ營業ヲ爲サントスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ記載シ水上警察署ヲ經テ警視廳ニ出シ免許ヲ受クヘシ「一」乘客及貨物ノ運賃」二　發着ニ定時アルモノハ其發着場及寄航場ノ地名」三　發着ニ定時ナキモノハ其營業時間」四　船隻ノ數〇第三條　左ノ事項中第一項ニ係ルモノハ三日前其他ノ各項ニ係ルモノハ其都度水上警察署ヲ經テ警視廳ニ屆出ヘシ但第一項第二項第六項第七項ニ係ル屆書ニハ船舶ノ撿査證書寫ヲ添付スヘシ「一」本則第二條ニ依リ允許ヲ受ケタル者開業ノ時」二　船舶撿査證書滿期或ハ其他ノ事故ニ依リ更ニ撿査證書ヲ受ケタル時」三　船舶撿査證書面ニ異動ヲ生シタル時並船舶航行ノ用ヲ爲サヽルニ至リ撿査證書ヲ返納シタル時」四　本則第二條ノ事項ニ係ルモノヲ變更シタル時」五　轉居改氏名及休業若クハ廢業シタル時」六　新造船初メテ航行スル時」七　開業後他船ヲ買受又ハ借受營業用ニ供スル時」八　本則第四條取締人ノ氏名並改氏名及取締人ヲ變換シタル時〇第四條　汽船ニハ取締人一名ヲ定メ置キ乘客ノ賃錢貨物ノ受渡其他船中ノ取締ヲ爲サシムヘシ〇第五條　河川ヲ航行スル汽船ノ烟筒ニハ圖式ノ噴火止ヲ設クヘシ（圖式略ス）〇第六條　乘客ノ用ニ供スル甲板上船舷ナキモノハ其周圍ニ高サ一尺五寸以上ノ欄干ヲ設クヘシ〇第七條　狹隘ナル場所通航ノ際ハ汽船ノ速力ヲ緩メ徐行スヘシ〇第八條　暴風出水其他航路ニ支障アル時ハ臨時航行ヲ停止セシムルコトアルヘシ〇第九條　左ノ事項中第一項第二項ニ係ルモノハ船舶ニ乘載スヘカラス第三項第四項ニ係ルモノハ客室ニ乘載シ或ハ牽入ルヘカラス「一」六種傳染病患者及瘋癲者」二　乘客ノ厭忌スヘキ病疾者及亂醉者」三　乘客ヲ妨害シ若クハ汚濆ノ虞アル物品」四　犬狗其他畜類〇第十條　火藥類ヲ運搬セントスルトキハ明治十七年（十二月）第三十一號布告火藥取締規則第四章ニ遵フヘシ〇第十一條　濫リニ定時ノ發着時間ヲ伸縮シ或ハ其他ノ手段ヲ以テ他船ト競走ヲ爲スヘカラス又一航路ニ二人以上ノ營業者アル時ハ各營業者汽船ノ發着時間ヲ同一ニスルヲ得ス必ス卅分以上ノ間隔ヲ置クヘシ〇第十二條　強テ客ニ乘船ヲ勸メ又ハ客引ヲ出スヘカラス〇第十三條　乘客昇降ノ際ハ混雜セサル樣取締人ニ於テ注意シ且老幼婦女ニ在テハ殊ニ保護ヲ加フヘシ〇第十四條　航行中乘客ノ疾病ニ罹リタル者アル時ハ懇切ニ保護ヲ加ヘ又六種傳染病ト認メタル時ハ速ニ最寄警察署又ハ巡査派出所ニ屆出指圖ヲ請フヘシ但傳染病患者ト認メタル場合ニ於テハ其警察署ノ指圖ヲ得ルニアラサレハ他ノ乘客ヲ上陸セシムヘカラス〇第十五條　船舶撿査證書面ノ定限外ニ客ヲ載セ又ハ故ナク乘客ヲ拒ムヘカラス〇第十六條　機關室其他危險ノ場所ニ乘客ヲ入ラシムヘカラス〇第十七條　運賃ノ定額ハ船舶撿査證ト共ニ船內乘客ノ見易キ所ニ掲クヘシ但其定額ノ外他ノ名義ヲ付シ金錢ヲ請求スルコトヲ得ス〇第十八條　汽船航行ヲ終リタル時ハ取締ニ於テ船內ヲ點撿シ物主不分明ナル遺留品アル時ハ三日間留置キ猶其物主知レサル時ハ營業主ヨリ之ヲ所轄警察署ニ屆出ヘシ〇第十九條　本則第二條第三條第十一條及第十四條ヲ犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス〇第二十條　本則第四條第五條第六條第七條第九條第十二條第十三條第十五條第十六條及第十七條ヲ犯シタル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス〇第二十一條　本則第十條第十五條及第十八條ニシテ他ノ法律規則ニ正

係アルモノ

〇辭令

（各通）

臨時事務取

〇養鷄の利
の河津劉氏は
りに近傍の人
之を人に說
しむるに至
て內外雜種
せしに意外
して量目十
厘より八厘
を盡し交趾
の村民中次第
にや該地方
落し一顆四厘
度は次第に
きのとに苦
に至らば必
て頻りにこの
る汽船問屋に
顆の價九厘の
んとするの
傾向し山村
養鷄の利を
目今となりて
羽は雌鷄に
五十顆と見
きは年々產
れに及べり
の二縣を巡
部內の蠶況
町其他に田
百七十八町
は五千四百
積り合計十
萬圓內外ある
積と要し培
至るとなれば
れは桑樹の
の勞力を省
を飼ふものに
殘物を與ふる
は化して黃
て一箇年間に
額あらすや

〇市制の準備
方制度の研究
し居る其の中
るもの十八名
八日の本紙
泰寺に開き